

## 社会福祉法人 光 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業法に則った両立支援制度および相談体制を制定・構築し、職員に周知する。

<対策>

- 令和7年4月～9月 育児・介護休業規程が育児・介護休業法に則った規定になっているか点検し、必要な見直しを行う。
- 令和7年4月～9月 両立支援に関するおよび相談体制の運用状況を点検し、必要な見直しを行う。
- 令和7年10月以降 その後の法改正に対応して規程を改正していく。

目標2：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 令和7年4月～ 全職員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する。
- 令和7年4月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始する。

目標3：出産予定の女性職員の全員が両立支援策を活用して就業を継続し、また、配偶者が出産する男性職員の全員が育児休業を取得する。

<対策>

- 令和7年10月～ 対象者への情報提供と制度の説明を徹底する。
- 令和7年10月～ 対象者が制度の利用をしなかった場合、その理由を確認し、改善していく。